

北山ダム湖面他目的使用規則

目 的

北山湖環境保全及び安全対策会（以下「対策会」という）は、北山ダムにおける湖面の利活用を推進するため、湖面の他目的使用及び環境保全及び事故防止について、北山ダム湖面使用基本計画に基づき以下のとおり定める。

第1条 基本原則

1. 湖面等に通行及び遊漁禁止区域の指定及び船舶等の係留場所の指定を行い、登録船舶及び対策会が主催又は共催する行事（以下「行事」という。）において他目的使用を行う。
2. 船舶の運営管理及び保管係留については、対策会及び北山湖湖面利用組合において行う。

第2条 ダム機能の保全

1. 湖面の利用者は、北山ダム管理規定（佐賀県指令 46 土二第 2339 号認可）の関連条項に支障をきたさないように勤めるものとする。
2. ダム機能の保全及び危険防止のため、ダム堰堤より網場内は通行及び遊漁行為を行ってはならない。

第3条 環境保全

1. 水上での給油等、水質に悪影響を及ぼす可能性のある行為を禁止する。
なお、事故処理に関わる費用については、河川法第 67 条により、原因者負担とする。
2. 湖面利用者は、湖面周辺集落の居住環境の保全に配慮し、湖面並びにその周辺での騒音等、迷惑行為を行ってはならない。
3. 湖面利用者は、清掃活動及びボランティア活動へ積極的に参加し、ダム周辺の環境保全に勤めなければならない。
4. 湖面使用により排出されたゴミは、持ち帰り適正に処理しなければならない。
5. 対策会は、生態系保護及び湖面環境保全のため保護区域及び遊漁禁止区域を設定することができる。

第4条 安全の確保

1. 大雨・台風等による災害発生時及び災害発生の恐れがあり佐賀土地改良区または対策会が危険と判断した場合は湖面の使用を禁止する。
2. 湖面使用の時間は、原則として日の出から日没までの間とする。
3. 船舶等使用の際は、必ず救命胴衣を着用することとする。
4. 湖面の安全確保及び安全使用を行う為、湖面を使用する全ての船舶は、別に定める規則に基づき、対策会に登録を行わなければならない。

5. 対策会に登録することができる船舶の数は、湖面使用上の安全及び環境保全を鑑み、一般 600 隻・業者 300 隻までとする。
また、登録できる船舶は一般使用者一人につき 1 艇、船外機表示出力 10 馬力以下までに制限する。
6. 湖面内において開催される、各種釣り大会及びレクリエーション大会等の主催者は、湖面の安全な使用及び環境保全の為、対策会へ届出を行うこととする。
7. 貸船業を営むものは、湖面使用者に船を貸し出す際に北山ダム湖面使用基本計画及び本規則に定める事項を遵守するように指導を行わなければならない。
8. 貸船業を営むものは、未成年者（18 歳未満）へバッテリー駆動式の船舶を貸し出す際は、保護者同伴もしくは、2 級湖川小出力船舶操縦士免許以上を取得している場合を除き、貸出を行わないこととする。
9. 湖面内では、湖水の有無にかかわらず、キャンプ及びバーベキューなど定められた目的以外での使用を禁止する。
10. 湖面内での遊泳は原則として禁止する。
11. 湖面内でのゴムボート・フローター類及びカヌー類の使用を禁止する。
12. 利用者は、安全の確保及びトラブル防止のため、湖面内の各入り江（ワンド）内等では、船外機を使用して航行してはならない。
13. 対策会は、事故防止及び安全確保のため、湖面内の危険区域等を通行及び遊漁禁止区域に設定できるものとする。
14. 使用登録済みの船舶等を湖面内へ搬入する場合は、指定されたスロープより搬入することとする。
15. 船舶の係留は、指定された以外の場所に係留してはならない。
16. 湖面及び船着場の使用は、ダムの満水位（標高 374.30m）から 2 0 m（標高 354.30 m）の範囲とし、それ以下に水位が低下したときは、原則として湖面を使用してはならない。

第 5 条 事故対応

1. 湖面使用において発生した全ての事故については、全て自己責任とする。
2. 湖面使用において万一事故が発生した場合は、河川法、海上衝突予防法、水難救助法等を準拠して処理することとする。
3. 湖面使用者は、湖面内において各種事故が発生・発見した場合、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに対策会へ報告するものとする。
4. 対策会は、湖面内において前号の報告があった場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、適切な対策をとるものとする。

第 6 条 その他

1. 上記に定めのない事項については、対策会及び佐賀土地改良区で協議し決定する。

附則 この規則は、平成 18 年 5 月 23 日から施行する。

北山ダム湖面他目的使用規則 別図

- (ア) 規則第 2 条第 2 項の規定による通行・遊漁禁止区域
- (イ) 規則第 3 条第 5 項の規定により船舶及び陸地からのルアーフィッシング禁止区域
- (ウ) 大日橋及び陣ノ内橋より上流へのボート類の侵入を禁止する
- 各入り江（ワンド）内規則第 4 条第 12 項の規定による船外機使用禁止区域
- 湖面使用登録船舶等搬入路（規則第 4 条第 14 項）
- (A) 陣の内橋下流
- 指定係留場所（規則第 4 条第 15 項）
- ① 大日橋 ② 龍護院 ③ 船着場 ④ 森木食堂
- ⑤ ボートハウスしのはら ⑥ 魚萬 ⑦ ほおの木 ⑧ 溝口商店

